

いわて観光おもてなしマイスター育成事業 認定概要

1 趣旨

- 観光客のニーズが多様化、高度化する中で、本県を訪れる観光客に感動を与え、好印象を持ってお帰りいただくとともに、口コミ等による情報発信やリピーターとして再訪していただくためには、地域をよく知る県民一人ひとりが思いやりの気持ちと温もり溢れる態度で観光客の方々に接することが大切である。
- 観光客等と接する機会の多い宿泊、観光及び土産品販売の施設の従事者や観光関係団体の職員等を、おもてなしの心と豊富な観光知識で応対することができる「いわて観光おもてなしマイスター」として育成、認定する。

2 認定機関

公益財団法人岩手県観光協会

3 育成の対象

県内の観光関係施設の従事者及び観光関係団体の職員等とする

- ・ 宿泊施設の従事者
- ・ 観光施設の従事者
- ・ 土産品販売施設の従事者
- ・ 観光関係団体の職員
- ・ 市町村観光協会の職員
- ・ 観光ボランティアガイド団体のガイド
- ・ NPO団体の職員

4 認定基準

- (1) 観光関係施設や観光関係団体において継続して 5 年以上の勤務経験を有する方のうち、観光関係施設・団体の長が推薦する方。
- (2) いわて観光おもてなしマイスター認定研修会に参加し、全ての講座等を受講等した方。
- (3) 地域や社内の研修講師として協力いただける方。
- (4) 観光関係団体が実施する各種研修会等に参加し、自己啓発の努力を継続して行える方。

5 認定審査

「いわて観光おもてなしマイスター認定審査委員会」において、認定基準及び認定研修会受講者の今後の取組意欲等を審査し、岩手県観光協会が認定審査委員会の意見を聴取し、おもてなしマイスターを認定する。

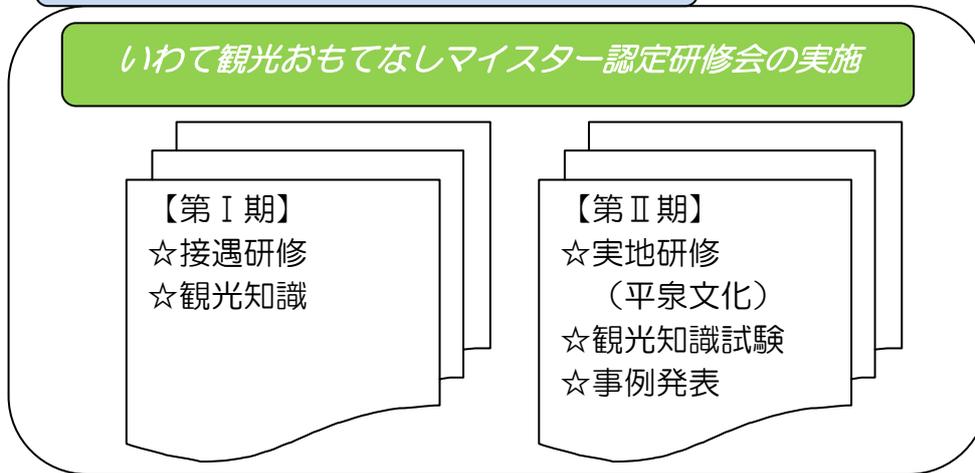
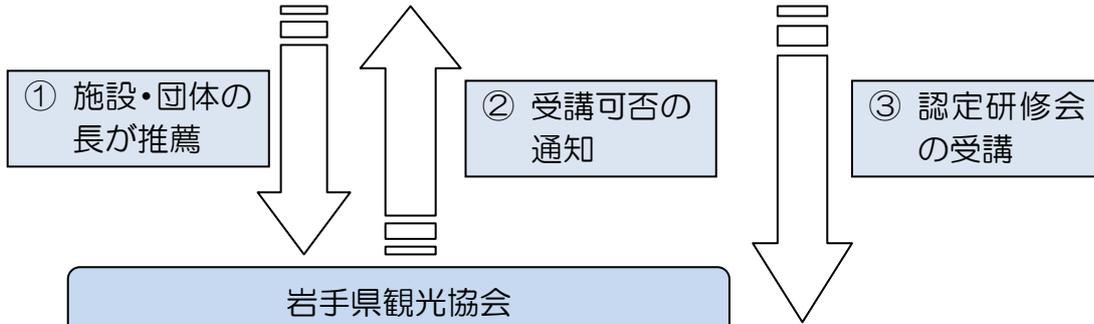
6 育成目標人数（平成 19～21 年度）

100 名

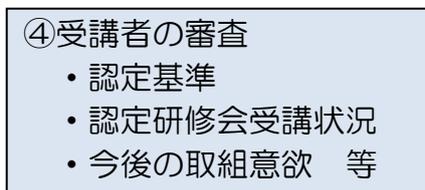
7 おもてなしマイスターの活用

- (1) 地域や社内の研修講師
- (2) おもてなしマイスターお勧めの観光情報等の積極的な発信

マイスター認定までの流れ



「いわて観光おもてなしマイスター認定審査委員会」



「いわて観光おもてなしマイスター」認定

認定証等

- **マイスター**
マイスターに認定された方には、マイスターの認定証とバッジを授与します。
- **施設、団体**
マイスターのいる施設等の証として楯等を交付します。

<p>岩手県観光協会では、</p> <p>協会ホームページ上で</p> <p>「いわて観光おもてなしマイスター」プロフィール紹介 「いわて観光おもてなしマイスター」のいる施設を紹介</p>	<p>いわて観光おもてなしマイスターは、</p> <p>マイスターとして</p> <p>地域や社内等の研修講師 お勧めの観光情報の発信</p>
--	---